

## 下水道に関わる土壤汚染の調査・対策技術に関する研究

全体期間

2002.4～2004.3

本文51P～57P

**(目 的)**

近年、有害物質による土壤汚染事例の判明件数の増加が著しく、土壤汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている。この状況を踏まえ、国民の安全と安心の確保を図るため、土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施することを内容とする「土壤汚染対策法」が平成15年2月15日に施行された。

下水道施設建設用地が有害物質使用特定施設の跡地であった場合や、下水道建設工事で土壤・地下水汚染に遭遇した場合には、汚染状況調査や汚染除去を行わなければならない。

本研究は下水道管理者が「土壤汚染対策法」に則り、下水道における土壤汚染の調査・対策を行うために必要な事項をとりまとめ、技術資料として発刊することを目的とする。

**(結 果)**

研究の流れを図-1に示す。

研究の結果を技術資料にまとめた。この内容は以下のとおりである。

**1. 対象特定有害物質**

土壤汚染対策法に定める25物質であり、第一種特定有害物質（揮発性有機化合物等）、第二種特定有害物質（重金属等）、第三種特定有害物質（農薬等）に分類される。なお、ダイオキシン類と油については除外している。

**2. 適用範囲**

下水道管理者が管理する敷地内での工事（処理施設、ポンプ場、管渠敷設他工事）としており、土地の管理者が下水道管理者以外での工事は適用範囲外としている。

**3. 調査・措置完了までの流れ**

**1) 応急措置**

汚染土壤に遭遇した可能性がある場合には、直ちに周辺への汚染拡散を防止し、作業員の作業環境に影響があると懸念される場合は、必要に応じて、汚染された土壤の飛散防止など安全確保等のための応急措置を実施する。措置をする場合は、都道府県知事等と協議する。

**2) 調査**

汚染の可能性のある場合は、資料等調査、汚染状況調査を実施し、特定有害物質の種類、濃度および分布状況等を調査して確認する。調査内容および方法について法に準拠して行う。

**3) 措置**

調査の結果、特定有害物質の汚染が確認されたら、都道府県知事等とその結果について協議し、措置が必要と判断されたら、特定有害物質の種類、濃度、分布状況、周辺環境の状況等に応じた措置を検討、実施する。実施完了後に、その効果の確認と周辺への影響を確認する目的でモニタリングを行う。

**4) 情報公開**

土壤汚染が確認されたら、速やかに都道府県知事等に報告するとともに、措置の検討・計画・実施および効果の確認の段階で、地元住民等に対して積極的な情報公開を行う。

共同研究者：財団法人下水道新技術推進機構

株式会社荏原製作所、株式会社大林組、鹿島建設株式会社、栗田工業株式会社、株式会社鴻池組、五洋建設株式会社、清水建設株式会社、大成建設株式会社、東洋建設株式会社、JFEエンジニアリング株式会社

研究担当者：高橋 隆一、桐原 隆、小枝 正人、舛岡 秀一、渡邊 健治

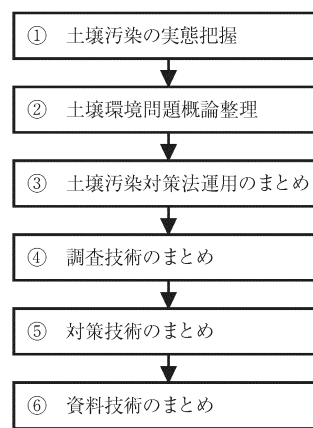


図-1 研究の流れ

キーワード

土壤汚染対策法, 調査, 措置, 対策技術